ＮＰＯ法人磐田市スポーツ協会

マイクロバス貸出規定

（趣旨）

第1条　　　この規定は、ＮＰＯ法人磐田市スポーツ協会（以下「甲」という。）が所有するマイクロバス（以下「バス」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

（運用の原則）

第2条　　　このバスは、原則として体育・スポーツの振興、健康の増進に寄与することを目的に、

次に掲げる当会加盟団体等（以下「乙」という。）に貸し出すことができる。

（1）加盟競技団体

（2）加盟地区

（3）磐田市スポーツ少年団

（4）その他、甲が認める団体等

（利用料）

第3条　　　利用料は、一日6,000円とする。

　　　　　　ただし、土日については使用の有無に関わらず、二日分の貸出とする。

（運用の範囲）

第4条　　　バスを使用できる区域は、原則として静岡県内とする。

　　　　 2　バスは、原則として午前8時30分から午後9時00分までの間において運行する。

（事故の責任）

第5条　　　バスの使用中に発生した事故は、乙の責任において処理するものとする。

（使用の申請）

第6条　　　バスの使用を希望する場合は、「マイクロバス使用申請書」を甲に提出する。

　　 　　2　使用開始の日が属する月の3カ月前の1日～7日を抽選申込期間とする。

　　 　　3　抽選申込期間内で、複数団体より同日の申込があった場合は抽選とする。

　　 　　4　使用開始の日が属する月の2カ月前までの申請は、随時受付し、先着順とする。

　　 　　5　申請可能期間は、使用開始日の2日以上前の平日のみとする。

（使用の承認）

第7条　　　甲は、使用申請があった時は速やかに使用の可否を決定する。

　　2　甲は、使用を承諾した時は「マイクロバス使用許可書」を交付する。

（使用者等の遵守義務）

第8条　　　乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導すること。

（2）申請した団体及び運転者以外に運転させないこと。

（3）運転者とともに運行前及び運行後の車両の点検を励行すること。

（4）エンジン、車体、装備等に異常を発見したときは、直ちに甲に報告すること。

（5）車内の清潔の保持及び備品の保全に努めること。

（運行の終了）

第9条　　　乙は、バスの運行を終了したときは、次の各号に定めるところにより必要な措置を行わ

なければならない。

（1）車内及び車体の清掃を行うこと。

（2）燃料を満タンにすること。

（3）所定の場所に納車すること。

（4）所定の「マイクロバス運転日誌」に必要事項を記入すること。

（使用の制限）

第10条　　甲は、次の各号に該当するときは使用者に対してバスの使用を制限、又は管理上必要な措

置を命ずることができる。

（1）甲の業務で使用するとき。

（2）災害その他の緊急事態が発生、又は発生する恐れがあると認めるとき。

（3）乙がこの規定を遵守しないとき。

（4）1団体の使用回数が、年4回、月1回を超えるとき。

　　　　　　但し、甲が認める場合は、所定の使用回数を超えて使用することができる。

（交通事故等の処理）

第11条　　乙及び運転者は、バスに係る交通事故等が発生したときは、道路交通法に規定する措置を

講ずるとともに、速やかに甲に連絡をし、「事故報告書」により甲に報告しなければならな

い。

　　　　2　甲は、バス貸出期間中に発生した事故等が、乙及び運転者の故意又は重大な過失によるも

のと確認したときは、甲への損害等を乙に賠償させることができる。

（改廃）

第12条　　本規定は、役員会において改廃できる。

（その他）

第13条　　この規定に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。

（付則）

　　　　 　本規定は令和2年5月11日開催の役員会において決議され、令和2年6月1日より施行する。